国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
運用面の見直し
第3回ワーキンググループ

2026年9月18日

独立行政法人国際協力機構
審査部

議題・本日の説明内容

■ 【議題】（用語の解釈と適用）

- 保護区内で事業を実施する場合の要件
- 重要な生息地の解釈と要件

■ 【本日の説明内容】

1. JICAガイドライン・FAQの規定
2. 過去の議論（2014年GL運用見直し、2022年GL改正）
3. アンケート結果
4. 運用見直しの論点
5. 運用見直しの論点に関連する案件
6. ガイドラインFAQの修正案・運用方針案
7. （参考）国際機関の規定等での扱い（IFC、世界銀行、ADB）

JICAガイドラインの規定 ①　保護区の取り扱い

■ 別紙1　対象プロジェクトに求められる環境社会配慮／4. 法令、基準、計画等との整合性

(2) プロジェクトは、相手国政府が法令等により**自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域**の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、**原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない。**また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。

■ 別紙1　2. 対策の検討（ミティゲーション・ヒエラルキー）

(1) プロジェクトによる望ましくない影響を回避し、最小限に抑え、環境社会配慮上よりよい案を選択するため、複数の代替案が検討されていなければならない。対策の検討にあたっては、まず、**ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って影響の回避を優先的に検討し、**これが可能でない場合には影響の最小化、軽減、次に緩和措置を検討する。**代償措置は、回避・最小化・軽減・緩和措置をとってもなお重大な影響が残る場合に限り検討**が行われるものとする。

JICAガイドラインの規定 ②　重要な生息地・生物多様性

別紙1　7. 生物多様性

(1) プロジェクトは、重要な生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。
(2) 森林の違法伐採は回避しなければならない。違法伐採回避を確実にするために、規制当局からの伐採許可の取得とともに、林業関連プロジェクトにおいては森林認証の取得が奨励される。

（参考）関連規定

別紙3　影響を受けやすい地域の例示：

- 国立公園、国指定の保護対象地域（国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等）
- ＜自然環境＞原生林・熱帯の自然林／生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）／国内法・国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地

別紙6　チェックリストにおける分類チェック項目（自然環境）：

- 保護区　・　生態系・生物多様性　・　水象　・　地形・地質　・　跡地管理

2.6　参照する法令と基準：プロジェクトの環境社会配慮が世界銀行の環境社会ポリシーと大きな乖離がないことを確認する。適切と認める場合、他の国際金融機関の基準等をベンチマークとして参照する。

JICAガイドラインFAQの規定 ①　保護区の定義

「相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」とはどのような地域ですか。

相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」は、国や地方政府等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域のことです。その地域には、世界銀行の環境社会ポリシー等の定義を踏まえ、以下のようなものがあり得ると考えられます。

なお、JICA が協力する事業の対象地域が自然保護もしくは文化遺産保護を目的として指定された地域に該当するか否かは、国際自然保護連合(IUCN)の保護地域管理カテゴリ等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。

〈相手国政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域〉

1. 国や地方政府等が自然保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
2. 国際的に自然保護の重要性が認められている地域であり、例えば、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地。

〈相手国政府が法令等により文化遺産保護のために特に指定した地域〉

1. 国や地方政府等が文化遺産の保護を主目的として法律や条例等により指定している地域。
2. 国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域であり、例えば、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域。

参考: IUCN の保護地域の定義:「自然及び関連する生態系サービス、文化的価値の長期的な保護を成し遂げるために、法令その他有効な方法を以って認められ、特定の目的のために用いられる、管理された明確に境界が定められた地理的な空間である。」）

JICAガイドラインFAQの規定 ②　保護区で例外的実施する条件

「プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない」とありますが、例外的に実施されるのはどのような場合ですか?

環境社会配慮ガイドライン別紙1「法令、基準、計画等との整合性」における規定では、「プロジェクトは、相手国政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の保護の増進や回復を主たる目的とする場合を除き、原則として、当該指定地域の外で実施されねばならない。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」としています。このような地域でのプロジェクトの形成及び実施は、国際金融公社(IFC)等の規定を参考に、下記の条件全てが満たされる場合に限られます。

(1) 政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)以外の地域において、実施可能な代替案が存在しないこと。

(2) 同地域における開発行為が、相手国の国内法上認められること。

(3) プロジェクトの実施機関等が、同地域に関する法律や条例、保護区の管理計画等を遵守すること。

(4) プロジェクトの実施機関等が、同地域の管理責任機関、その周辺の地域コミュニティー、及びその他適切なステークホルダーと協議し、事業実施について合意が得られていること。

(5) 同地域がその保全の目的に従って効果的に管理されるために、プロジェクトの実施機関等が、必要に応じて、追加プログラムを実施すること*1。

*1 IFCの規定では、次のように注釈が付されています。“Implementing additional programs may not be necessary for projects that do not create a new footprint.”

JICAガイドラインFAQの規定 ③　重要な生息地の定義

「重要な生息地または重要な森林」とはどのようなものですか?

世界銀行の環境社会ポリシー等を参考に、「重要な生息地」とは、生物多様性の重要性または価値が高い地域として定義され、以下を含むものと考えています。
生物多様性保全上及び/または生態系の主要な機能維持の上で極めて重要な次のような地域。
(1) 国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)のレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されている「絶滅危惧(Threatened)」とされる「絶滅危惧IA類(CR)」、「絶滅危惧IB類(EN)」、「絶滅危惧II類(VU)」、及び「準絶滅危惧種(NT)」に該当する種にとって重要な生息地
(2) 固有種及び/または分布域が限られている種にとって重要な生息地
(3) 移動性生物種及び/または群れを成す種の世界的あるいは全国的に重要な集合体を支える生息地
(4) 極めて危機的な生態系及び/または独特な生態系が認められる地域
(5) 上記の(1)から(4)にて示した生物多様性の価値を維持するために必要な生態学的機能または特性を有している地域
「重要な森林」とは、上記に規定した「重要な生息地」と認められた森林地域を指します。
※「重要な生息地または重要な森林」は、環境社会配慮ガイドライン別紙1「生物多様性」に記載され、自然環境への影響を念頭においていますが、他方で社会への影響にも必要な配慮を行います(生態系サービスに係るFAQ参照)

過去の議論（2014年GL運用見直し時／2022年GL改正時）

■ ① 保護区・重要な自然生息地に係る定義

2014年WG時に保護区・重要な自然生息地の定義がFAQで示された。
2022年GL改定時、保護区・重要な生息地を定義上どう区別・関連づけるかが争点となり、定義を整理。世界銀行ESS6で採用された生息地区分を導入すべきとされつつ、重要な生息地の該否判断の実務的困難を理由に、保護区の枠組みは維持された。

■ ② 保護区での事業実施要件（生息地区分に基づく事業実施への変更の要否）

2022年GL改定時に、保護区で事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否を議論。事務局より、一律に事業実施を回避するのではなく、生息地に係る評価に基づき、保護区の指定目的に合わせた相手国の法制度・管理計画に沿って事業実施を判断する方針が提示されたが、助言委員・諮問委員からは、予防的アプローチに則り、対象範囲等を明確に判断できる保護区に対する保護区取り扱い規定並びに同規定に係るFAQを現状どおり維持することが望ましいとの意見が多数を占め、保護区で事業を実施しない要件も変更なしとされた。

■ ③ 重要な生息地の定義におけるNT種の取り扱い

2014年運用見直しWGでは、重要な生息地の判定における対象種について、事務局は当時のIFCの規定に沿ってCR・EN（絶滅危惧IA/IB類）を対象とする方針が提示されたが、助言委員の意見を踏まえ、当時世界銀行の規定（OP4.04）の解釈を念頭にVU（絶滅危惧II類）・NT（準絶滅危惧種）も含めるものとされた。IUCNの規定で定義されるCR・EN・VUを対象種として検討を求める意見も出されたものの、CR・EN・VU・NTが対象種とされた。

アンケート結果 ①

- **緩衝地帯の考慮**：一部の保全地域・保護地域には独自の緩衝地帯や回廊が設けられており、そうした緩衝地帯や回廊も考慮する必要がある。
- **保護区内での事業実施の要件**：原則禁止されている自然・文化保護区内で事業を実施する場合の「実施可能な代替案が存在しないこと」の判断軸を明確化・類型化してほしい。
- **文化保護区（市街地）**：市街化区域の文化遺産保護区は、対象地域（コアゾーン）を含む広域的なバッファーゾーンを含むことが多く、バッファーゾーンまで開発制限対象とされるとコアゾーンまでの交通アクセス改善が難しくなる。自然遺産保護と異なり施工方法により影響回避が可能であり、開発制限の緩和を設けるべき。
- **IBA/KBAの取り扱い**：IBA/KBA等の国際的指定地は重要な参照情報である一方、指定境界が必ずしも実際の高保全価値生態系と一致しない場合があるため、判断の一貫性を欠く可能性がある。判断基準（指定境界と実際の生態系の乖離、指定根拠の評価反映、国際評価と受入国制度の差異）を明確化してほしい。
- **オフセットの導入**：重要な生息地におけるネットゲインを含むオフセットの導入を検討してほしい。
- **保護区での事業許可**：沿岸（マングローブ）・森林地域は自然保護のため指定されているが、公益事業／インフラは受入国法令に基づき適切な緩和措置を条件に許可されている。

※本資料はアンケート結果を整理して転記したものであり、正確性や妥当性等を保証するものではない。

アンケート結果 ②

- **保護区の該否・保全レベルの違い**：保護区内事業の取り扱いは助言委員会でも関心が高い重要な問題。**例外条件の適用基準の適切性、バッファ／ユースゾーン等の国ごとの保全レベルの違いがあり、過去事例を整理し考え方の議論を深めることが重要。**
- **保護の度合いの国・案件差**：相手国によって保護されるべきと指定されている地域でも開発行為が可能な場合があるなど、**保護の度合いには国や案件ごとに違いがある。開発が認められているケースでも対象によっては慎重な判断が必要な場合があり、必要な情報の収集、わかりやすい情報提示の方法等の検討が重要。**
- **「代替案が存在しないこと」の条件**：**FAQ P31の例外条件（1）「実施可能な代替案が存在しないこと」につき、インフラ整備では時間とコストをかければ代替案がないとは言えない。「コストや時間等の条件を鑑みた合理的な範疇で代替案が存在しないこと」等の条件を付す方が実情に合う。**
- **重要な生息地の判断**：重要な生息地の考え方が曖昧。広域分布種で「その場所に限定されない」とすると全てが当てはまる。CR・ENで常時生息が確認される場合は「重要な生息地」とみなす等、より厳しめの判断も。データ不足でIUCN RL判定困難な種は、国別RL・法令上の希少種・保護対象種も判断材料に。
- **生物多様性オフセット**：IFC PS6では重要な生息地でネットゲインが要求され、ミティゲーション・ヒエラルキーを厳格適用した上でオフセットが認められる。BBOP等を参考に、回避・低減の軽視につながらないよう、ミティゲーション・ヒエラルキー順守・ステークホルダー参加・長期モニタリング等の容認条件を明確化すべき。
- **固有種への配慮**：固有種は地域レベルで重要であり、脆弱性を伴う場合も多いため、絶滅危惧種・希少種と同様の観点での検討が望ましい場面がある。チェックリストへの反映も一案。

※本資料はアンケート結果を整理して転記したものであり、正確性や妥当性等を保証するものではない。

運用見直しの論点

A）保護区の範囲・該否の解釈

コアゾーン以外のバッファゾーン、マルチプルユースゾーン等に関する、JICA GL上の「自然保護のために特に指定された地域」への該否

B）保護区での事業実施要件（例外要件）の運用

「他に実施可能な代替案が存在しない」とする評価の要件

C）重要な生息地の解釈と判断基準

重要な生息地の該否判断におけるCR/EN/VU/NT種の扱い

論点Aに関連する案件 ① バングラデシュ国チョットグラム-コックスバザール幹線道路整備事業（フェーズ2）

案件概要

一部路線が保護区に重複する可能性がある（その後の確認の結果重複がないことが判明）幹線道路整備

【WGでの主要な議論】

- チュナティ野生生物保護区の3ゾーンのうち、バッファーゾーン及びインパクトゾーンが（JICAガイドライン上の）「保護区」に該当するか否か（＝コアゾーンのみを保護区とする整理の妥当性）が議論となった。
- 委員から、ガイドラインFAQでは保護区該当性をIUCNの保護地域管理カテゴリ等を参考に地域の特性を考慮して合理的に判断するとされており、IUCNの保護地域の定義に照らせば、これら2ゾーンも保護に重大な役割を果たす地域とみなし得ることから、3ゾーンの位置づけを合理的に判断すべきとの意見が出された。
- JICAは、コアゾーンは野生生物法（2012年）に基づき官報で指定される一方、バッファー・インパクトゾーンは管理計画上「保護区外」と明記され、IUCNの保護地域管理カテゴリにも指定されていないため、国内法・ガイドラインいずれの観点でも保護区には該当しないと整理しつつ、ガイドラインFAQの「保護区での例外的事業実施にかかる5条件」のうち(2)～(5)との整合は別途検討する、との対応を行った。

【運用見直し検討におけるポイント】

バッファーゾーン・インパクトゾーンの保護区該当性（コアゾーンのみを保護区とする整理の妥当性）の問題について、バングラデシュ国内法上の位置づけ（コアゾーンのみが官報指定、バッファー・インパクトは管理計画上は「保護区外」）と、JICAガイドラインFAQに基づくIUCNの保護地域管理カテゴリの参照によって、保護区該当性の整理が行われた。

論点Bに関連する案件 ①　ブータン国水力発電開発事業

案件概要

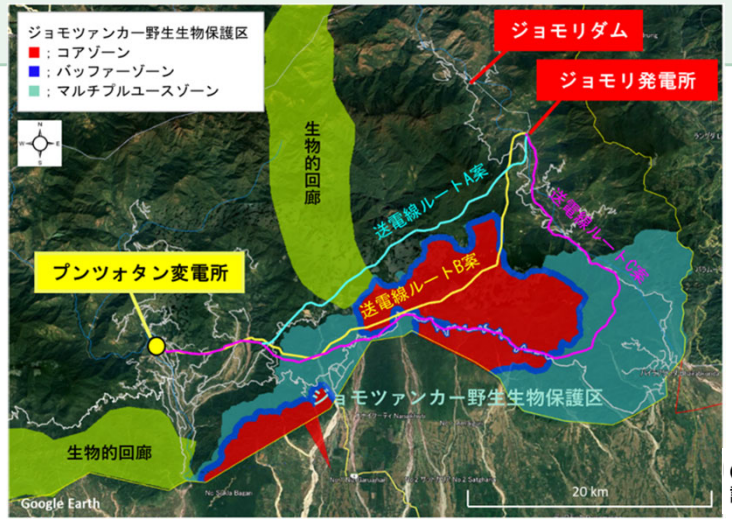
保護区（生物的回廊）を通過する送電線や鉄塔・仮設道路の建設事業

【WGでの主要な議論】

- 保護区（生物的回廊）を回避するルートA案が、推奨案（ルートC案、一部保護区を通過）の代替案として成立しないと言えるのかが議論となった。
- 委員から、ルートA案は保護区を回避するものの手付かずの原生林を通過して環境影響が大きいとして推奨案とされていないが、その原生林部分が保護区に隣接していながらなぜ保護区に指定されていないのかを確認し、ルートA案がルートC案の代替案にならない根拠を明確にすることが重要との意見があった。
- JICAは、保護区を回避する代替案は地形条件・施工条件・安全性から成立が困難であることに加え、A案の一部も生物的回廊（保護区）を通過すること、さらに保護区指定を受けていない原生林部分についても森林公園局（DoFPS）の見解ではまったく人の入ったことのない地域である一方、C案が通過する森林は近隣住民の移動するフットパスがある半自然林であることから、DoFPSがC案を強く推奨している、という相手国の説明も踏まえて、実施可能な代替案が存在しないとする対応を行った。

【運用見直し検討におけるポイント】

「保護区以外に実施可能な代替案が存在しない」ことの議論について、保護区を回避する代替案を含めた代替案検討における地形条件・施工条件・安全性の観点や、原生林・半自然林の森林の状況に対する森林公園局の見解を踏まえた整理が行われた。



Google Earthで調査団が作成

論点Bに関連する案件 ② ケニア国オルカリアV地熱発電開発事業

■ 案件概要

国立公園内での既存生産井や変電所等の関連施設を使用する地熱発電事業

■【WGでの主要な議論】

- 「国立公園（保護区）内を通過する送電線ルートについて、保護区の例外条件1『実施可能な代替案が存在しないこと』を充足するか」が議論となった。
- 委員から「保護区外に実施可能な代替案が本当に存在しないのか、なぜ公園内の既存変電所に接続する必要があるのか」を明確に説明するよう指摘があった。
- JICAは、代替案として南東方向に谷を越えて約4km離れたオルカリアIV発電所（公園外）の変電所への接続が考えられるものの、谷では地面との離隔を取るために55mクラスの鉄塔が必要になり立地的に工事が難しい箇所があること、また、谷が観光ルートで景観上重要なCentral Towerもあり送電線建設を避ける必要があることから、公園内のオルカリアIAU変電所に接続する必要があるため、保護区内の通過を避ける代替案は存在しないと説明した。

■【運用見直し検討におけるポイント】

「送電線が保護区内を通過することが例外条件1（実施可能な代替案が存在しないこと）を満たすか否か」の問題について、既存変電所への接続が不可欠で公園外ルートが技術面・景観面から成立しないことを根拠として、代替案が存在しないと整理が行われた。

論点Bに関連する案件 ③ ヨルダン・ハシェミット国アカバ-アンマン海水淡水化送水事業

案件概要

世界遺産でもある保護区（バッファーゾーン）を送水パイプラインが通過する、IFC等との協調融資を行う海水淡水化事業

【WGでの主要な議論】

- 送水パイプラインが世界遺産（ワディ・ラム保護区）のバッファゾーンを通過することが、保護区で事業を行う例外的実施条件「実施可能な代替案が存在しないこと」を満たすか（＝回避できないのか）が議論となった。
- 委員から、用地取得の増大や電力使用量の増加は「実施可能な他の代替案が存在しない」理由にはならないのではないか、との意見が出された。
- JICAは、送水管は保護区の反対側（東側）にある既存DisiパイプラインのRight of Wayに並走するルートであり、バッファゾーン内の既存道路等を通過せず迂回してDisiパイプライン用地に合流するには岩山など自然地形の重大な改変が必要で、技術的・経済的・環境社会配慮の観点から有効な代替案とならないことから、実施可能な代替案が他に存在しないと整理する対応を行った。

【運用見直し検討におけるポイント】

保護区での例外的実施条件（「実施可能な代替案が存在しないこと」の解釈）や、保護区にかからざるを得ない場合の対応・代替案検討のあり方に関わる問題については、技術的、経済的、環境社会配慮の観点から例外的要件を満たし得る整理が行われた。

論点Cに関連する案件 ①　モロッコ国ガルブ地域灌漑開発事業

案件概要

事業地は保護区や重要な生息地に該当しないものの、事業地におけるNT種への影響が議論された灌漑事業

【WGでの主要な議論】

- 「重要な生息地」の判定におけるNT種（準絶滅危惧種）の扱いが議論となった。
- 委員から、JICAガイドラインのFAQでは「重要な生息地」をNT以上の種にとって重要な生息地と定義している一方、IUCNの「絶滅危惧種」の定義はCR～VUであり、一般的に使われる「重要な生息地」という語や「希少種」の範囲と混同されるおそれがあることから、用語・定義の明確化（希少種の定義がNT～CRであることの明記等）が重要との意見が出された。
- 以上を踏まえ、FRに注釈でFAQの定義を記載し、NT以上を希少種として扱った旨を追記する対応を行った。

【運用見直し検討におけるポイント】

NT種の扱い（重要な生息地の判定基準と希少種の定義の混同）について、IUCNの「絶滅危惧種」の定義であるCR～VUとは異なるものとする整理が行われた。

論点Cに関連する案件 ②　インド国パトナメトロ建設事

案件概要

インド・パトナ市のメトロ（1・2号線）建設事業で、沿線のKBAのキー種がNT種であることが判明し、JICAガイドライン上の「重要な生息地」該当性の検証が論点となった案件

【WGでの主要な議論】

- 事業地について、VU以上は未確認ながら、Danapur Cantonment KBAのキー種であるNT種（準絶滅危惧種）Painted Storkの扱いが議論となった。
- 委員から、絶滅危惧種に対してNT種が追加されたものとされるJICAガイドライン上「重要な生息地」に該当する可能性を示すものであることから、その該否について慎重な調査が重要との意見が出された。
- JICAは、VU（危急種）以上は確認されていないものの、KBAエリアを中心にキー種を同定して生息状況を把握し「重要な生息地」の該否判定を行い、該当する場合にはガイドラインFAQに示される要件を満たすよう検討する、との対応を行った。

【運用見直し検討におけるポイント】

重要な生息地の判定におけるNT種の扱いについて、ガイドラインFAQに示される「重要な生息地」の該否判定の枠組み・要件に照らして調査・判定を行う必要性について整理が行われた。

ガイドラインFAQの修正案 論点C）重要な生息地の解釈・対応策

対象：FAQ P29「重要な生息地または重要な森林とはどのようなものですか」

【修正前】（現行FAQ）

（1）IUCNレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されている「絶滅危惧IA類(CR)」、「絶滅危惧IB類(EN)」、「絶滅危惧II類(VU)」、及び「準絶滅危惧種(NT)」に該当する種にとって重要な生息地。

【修正後（案）】（赤字が具体的な修正箇所）

（1）IUCNレッドリストあるいは相手国国内の同等のアプローチで指定されている「絶滅危惧IA類(CR)」、「絶滅危惧IB類(EN)」、及び「絶滅危惧II類(VU)」~~及び「準絶滅危惧種(NT)」~~に該当する種にとって重要な生息地。

【修正理由】

（1） 現在IUCNレッドリストで一般に「絶滅危惧種」とされるカテゴリーはCR、EN及びVUであり、世界銀行を含めた国際基準と比較して、NT種も含めるJICAガイドラインFAQの重要な生息地の定義には乖離がある。

（2） 上記のとおり国際基準ではNT種が含められていないため、NT種に応じて参照とすべき重要な生息地への対応において参照する規定がない。

（3） 2014年GL運用見直し時には、当時の世界銀行の規定に準拠する場合においてはVU種とNT種も含めるべきとされたものの、IUCNの規定で定義されるCR・EN・VUを対象種として検討を求める意見も出された。

運用方針案 ① 論点A）保護区の範囲・該否

- JICA GL上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」でのプロジェクトの形成及び実施はあくまで例外措置とし、原則禁止の規定を堅持するものとする。
- 国内法令上、コア・バッファ・マルチプルユースゾーン等のゾーンに区分されている場合、区分の名称のみによらず、現地法令上の位置づけ（指定根拠、利用制限及び事業実施の可否等）やIUCNの保護地域管理カテゴリ等とも照らして、JICA GL上の「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に該当するものか判断する。

運用方針案 ②　論点B）事業実施要件（例外要件）

保護区での例外的事業実施の条件である「実施可能な代替案が存在しないこと」について、理論上保護区外での代替案が存在しうることをもって一律に例外条件を満たさないと判断するのではなく、環境社会配慮を前提に、経済性、事業効果、技術面等を踏まえて、実現可能かつ持続性のある（viable）代替案が存在しない場合には、例外条件を満たすと判断し得るものとする。

※経済性、事業効果等のみを理由として、実施可能な代替案が存在しないと判断するものではない。

運用方針案 ③　論点C）重要な生息地の解釈・対応策

- 重要な生息地の判断基準(1)における、「相手国国内の同等のアプローチで指定されている」種については、相手国政府の法令等で指定される保護種も含まれるものとする。
- NT種について、FAQで規定する「重要な生息地または重要な森林」の判断基準(1)からは除外するものの、ベースライン調査にてNT種が特定され、かつ当該NT種にとって同判断基準の（2）～（5）のいずれかに該当する重要な生息地である場合は、FAQの重要な生息地における事業実施要件を満たすことが求められる。また、重要な生息地に該当しない場合でも生物多様性の観点から影響の予測・評価を行い、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った影響対策について検討を行うものとする。

（参考）IFCの規定 ①　保護区（PS6）

IFC Performance Standard 6: Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources

Legally Protected and Internationally Recognized Areas

20. In circumstances where a proposed project is located within a legally protected area or an internationally recognized area, the client will meet the requirements of paragraphs 13 through 19 of this Performance Standard, as applicable. In addition, the client will: Demonstrate that the proposed development in such areas is legally permitted; Act in a manner consistent with any government recognized management plans for such areas; Consult protected area sponsors and managers, Affected Communities, Indigenous Peoples and other stakeholders on the proposed project, as appropriate; and Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims and effective management of the area.

Mitigation Hierarchy / Biodiversity Offsets

10. For the protection and conservation of biodiversity, the mitigation hierarchy includes biodiversity offsets, which may be considered only after appropriate avoidance, minimization, and restoration measures have been applied. A biodiversity offset should be designed and implemented to achieve measurable conservation outcomes that can reasonably be expected to result in no net loss and preferably a net gain of biodiversity; however, a net gain is required in critical habitats.

（参考）IFCの規定 ②　重要な生息地（PS6）

PS6　Critical Habitat

16. Critical habitats are areas with high biodiversity value, including (i) habitat of significant importance to Critically Endangered and/or Endangered species; (ii) habitat of significant importance to endemic and/or restricted-range species; (iii) habitat supporting globally significant concentrations of migratory species and/or congregatory species; (iv) highly threatened and/or unique ecosystems; and/or (v) areas associated with key evolutionary processes.

17. In areas of critical habitat, the client will not implement any project activities unless all of the following are demonstrated: No other viable alternatives within the region exist for development of the project on modified or natural habitats that are not critical; The project does not lead to measurable adverse impacts on those biodiversity values for which the critical habitat was designated, and on the ecological processes supporting those biodiversity values; The project does not lead to a net reduction in the global and/or national/regional population of any Critically Endangered or Endangered species over a reasonable period of time; and A robust, appropriately designed, and long-term biodiversity monitoring and evaluation program is integrated into the client's management program.

18. In such cases where a client is able to meet the requirements defined in paragraph 17, the project's mitigation strategy will be described in a Biodiversity Action Plan and will be designed to achieve net gains of those biodiversity values for which the critical habitat was designated.

（参考）世界銀行の規定 ①　保護区（ESS6）

ESS6: Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources

Legally Protected and Internationally Recognized Areas of High Biodiversity Value

26. Where the project occurs within or has the potential to adversely affect an area that is legally protected, designated for protection, or regionally or internationally recognized, the Borrower will ensure that any activities undertaken are consistent with the area's legal protection status and management objectives. The Borrower will also identify and assess potential project-related adverse impacts and apply the mitigation hierarchy so as to prevent or mitigate adverse impacts from projects that could compromise the integrity, conservation objectives, or biodiversity importance of such an area.

27. The Borrower will meet the requirements of paragraphs 13 through 25 of this ESS, as applicable. In addition, the Borrower will: (a) Demonstrate that the proposed development in such areas is legally permitted; (b) Act in a manner consistent with any government recognized management plans for such areas; (c) Consult and involve protected area sponsors and managers, project-affected parties including Indigenous Peoples, and other interested parties on planning, designing, implementing, monitoring, and evaluating the proposed project, as appropriate; and (d) Implement additional programs, as appropriate, to promote and enhance the conservation aims and effective management of the area.

（参考）世界銀行の規定 ② 重要な生息地（ESS6）

ESS6 Critical Habitat / Natural Habitat / Offsets

Critical Habitat

23. Critical habitat is defined as areas with high biodiversity importance or value, including: (a) Habitat of significant importance to Critically Endangered or Endangered species, as listed in the IUCN Red List or equivalent national approaches; (b) Habitat of significant importance to endemic or restricted-range species; (c) Habitat supporting globally or nationally significant concentrations of migratory or congregatory species; (d) Highly threatened or unique ecosystems; and (e) Ecological functions or characteristics needed to maintain the viability of the biodiversity values described above.

24. In areas of critical habitat, the Borrower will not implement any project activities that have potential adverse impacts unless all of the following conditions are met: (a) No other viable alternatives within the region exist for development of the project in habitats of lesser biodiversity value; (b) All due process required under international obligations or national law that is a prerequisite to a country granting approval for project activities in or adjacent to a critical habitat has been complied with; (c) The potential adverse impacts on the habitat will not lead to measurable net reduction or negative change in those biodiversity values for which the critical habitat was designated; (d) The project is not anticipated to lead to a net reduction in the population of any Critically Endangered, Endangered, or restricted-range species, over a reasonable time period; (e) The project will not involve significant conversion or significant degradation of critical habitats; (f) The project's mitigation strategy will be designed to achieve net gains of those biodiversity values for which the critical habitat was designated; and (g) A robust and appropriately designed, long-term biodiversity monitoring and evaluation program is integrated into the Borrower's management program.

22 (Natural Habitat) / 16 (Offsets). In natural habitats, no project activities unless there are no technically/financially feasible alternatives and mitigation achieves no net loss and, where feasible, a net gain. Biodiversity offsets are a last resort; for an offset of residual impacts on any critical habitat, a net gain is required.

（参考）ADBの規定 ① 保護区（ESS6）

ESS6: Biodiversity Conservation and Sustainable Natural Resources Management（ADB ESF, 2024）

Protected Areas and Internationally Recognized Areas

26. Where a project may occur within, or has the potential to adversely affect, a protected area and/or internationally-recognized area, or an area that is formally proposed for either status by a competent government authority, the borrower/client will ensure that all project activities are consistent with the objectives of such areas and will follow the relevant requirements set out for modified habitats, natural habitats, and critical habitats. Where no such objectives exist, the borrower/client will consult with relevant stakeholders to establish what these objectives will be. The borrower/client will also: (i) demonstrate that the proposed development in the area is legally permitted; (ii) comply with any government-recognized management plans for such areas; (iii) consult and involve protected area managers and stakeholders, in accordance with ESS10, including any Indigenous Peoples in accordance with ESS7; (iv) fully apply the mitigation hierarchy so as to avoid, minimize, restore or offset adverse impacts that could compromise the integrity, conservation objectives, or biodiversity importance of the area; and (v) implement programs, demonstrating additionality to any that are ongoing, to promote and enhance the conservation aims and effective management of the area.

Downgraded / Downsized / Degazetted Protected Areas

27. The borrower/client will consider protected areas or parts of protected areas that have recently been downgraded, downsized, or degazetted in anticipation of a project as if they are still protected.

（参考）ADBの規定 ② 重要な生息地（ESS6）

ESS6 Critical Habitat

22. The borrower/client will not implement any project activities which may cause adverse impacts to critical habitat or its priority biodiversity features, unless all of the following are met: (i) no other viable alternatives exist for development of a project in modified habitats or, where not possible, natural habitats; (ii) a project is permitted under the host country's applicable laws including those governing the priority biodiversity features, and all requirements under such laws and international obligations have been complied with; (iii) relevant stakeholders are consulted in accordance with ESS10; (iv) mitigation measures are put in place, in accordance with the mitigation hierarchy, to ensure delivery of a net gain of any potentially-impacted critical habitat or priority biodiversity features for which it was defined; and (v) a project is not anticipated to have a measurable adverse residual net impact on any other priority biodiversity features.

23. Some areas of critical habitat are of such high importance that the borrower/client will not implement any project activities in such areas. These areas comprise: (i) Alliance for Zero Extinction (AZE) sites; (ii) UNESCO Natural and Mixed World Heritage (WH) Sites; and (iii) free-flowing rivers of 500 kilometers or longer in length. (Para. 24: activities may be undertaken only if specifically designed to contribute to the conservation of these areas or their qualifying interest, or as agreed by ADB.)